

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年五月七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年三月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>和光市下新倉二丁目千三百三十九―二番地地先から 新倉一丁目三千六百七十四―五番地地先まで 和光市新倉一丁目三千六百九十七―十一番地地先から</p> <p>下新倉二丁目千四百四十一―二番地地先まで 和光市下新倉一丁目千七百七十九―三番地地先から 下新倉一丁目千四百四十一―一番地地先まで 和光市下新倉一丁目千七百七十八番地地先から</p> <p>下新倉二丁目千七百七十九―二番地地先まで 和光市下新倉一丁目千八百八十三―一番地地先から 下新倉一丁目千四百四十一―一番地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百十・〇 百二十・〇 百・〇 五十四・〇 百十七・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十八・〇 十二・〇 六・〇 六・〇 六・〇</p>